

体育施設利用登録案内

体育施設のご利用にあたって

- 利用登録 … 体育施設をご利用の際は、事前に利用登録が必要となります。
- 利用申込 … 登録後の利用の方法等につきましては、各体育施設の「利用案内」を別途作成していますので、そちらをご覧ください。

利用登録について

体育施設・体育館のご利用については、公共施設予約システムを利用して予約申込を受け付けています。

公共施設予約システムを利用するためには、事前に窓口で利用登録を行う必要があります。

対象施設

区分	対象施設	登録単位
庭球場	市内庭球場全14箇所	個人・団体
野球場	市民球場（硬式・準硬式対応） 府中市民第一野球場・第二野球場 住吉地区野球場 是政地区一般野球場・ソフトボール場	団体
サッカー場	府中市民サッカー場 是政運動広場	団体
ラグビー	府中市民サッカー場（人工芝面のみ）	団体
総合体育館（貸切利用）	総合体育館（体育館・武道場ほか）	団体
地域体育館（貸切利用）	地域体育館（体育室・会議室）	団体
府中朝日フットボールパーク	多目的ルーム 会議室	団体

※総合体育館・地域体育館を一般公開で利用する場合は、利用登録は必要ありません。

登録受付場所

府中駅北第2庁舎4階スポーツタウン推進課 … 8:30～17:00（閉庁日を除く）

郷土の森総合体育館 … 9:00～21:00（休館日を除く）

地域体育館
（白糸台・押立・栄町・本宿・四谷） … 9:00～21:00（休館日を除く）

庭球場の登録について

個人登録について

庭球場をご利用される場合は、個人単位で登録を行います。
庭球場のクラブ（団体）に所属される場合も、まずは個人登録が必要です。

：登録要件：

高校生（16歳になる年度）から登録ができます。
本人が受付窓口に来て手続きを行います。

：登録区分：

市内 ⇒ 府中市民の方

市外 ⇒ 府中市以外に居住している方

※市外の方で、府中市に在勤・在学の場合でも、個人登録では「市外」扱いになります。
【市外は、抽選対象外・市外料金適用（市内の2倍）となります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 庭球場個人利用登録申込書
3. 登録者の本人確認書類（免許証・保険証等）

クラブ登録について

庭球場クラブ登録をすると、個人登録より一月前に抽選申込を行えます。
抽選は、事前に指定した1箇所の庭球場にのみ申込が可能です。クラブの抽選の対象となる面数には限りがあります。（例：A・B面ある庭球場の場合A面のみ対象）
クラブに所属したメンバーは、庭球場個人登録の抽選には申し込めません。

：登録要件：

10名以上のメンバーで登録します。
代表者は成人とします。
メンバーは、事前に庭球場個人利用登録をする必要があります。
代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。

：登録区分：

市内のみ

「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」で構成されているクラブ（団体）

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号・個人利用登録番号）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）
※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

野球場の登録について

：登録要件：

- 9名以上のメンバーで登録します。
- 代表者は成人とします。
- 代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。
※少年チームの場合は、メンバーの保護者でも手続き可能です。

：登録区分：

- | | |
|---|---|
| 市 | 内 |
|---|---|

 ⇒ 「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」で構成されているチーム（団体）
- | |
|--------|
| 市内（少年） |
|--------|

 ⇒ 「府中市内の小学生・中学生のみ」で構成されたチーム（団体）
- | | |
|---|---|
| 市 | 外 |
|---|---|

 ⇒ 上記以外のチーム（団体）
【市外は、抽選対象外・市外料金適用（市内の2倍）となります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号・少年の場合は年齢か生年月日）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. 市内団体で、メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

サッカー場の登録について

：登録要件：

- 11名以上のメンバーで登録します。
- 代表者は成人とします。
- 代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。
※少年チームの場合は、メンバーの保護者でも手続き可能です。

：登録区分：

- | | |
|---|---|
| 市 | 内 |
|---|---|

 ⇒ 「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」で構成されているチーム（団体）
- | |
|--------|
| 市内（少年） |
|--------|

 ⇒ 「府中市内の小学生・中学生のみ」で構成されたチーム（団体）
- | | |
|---|---|
| 市 | 外 |
|---|---|

 ⇒ 上記以外のチーム（団体）
【市外は、抽選対象外・市外料金適用（市内の2倍）となります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号・少年の場合は年齢か生年月日）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. 市内団体で、メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

ラグビーの登録について

ラグビーは、府中市民サッカー場の人工芝面（1面）のみ利用可能です。
専用のラグビー場はありませんので、ご承知おきください。

：登録要件：

15名以上のメンバーで登録します。

代表者は成人とします。

代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。

：登録区分：

市内 ⇒ 「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」
で構成されているチーム（団体）

市外 ⇒ 上記以外のチーム（団体）

【市外は、抽選対象外・市外料金適用（市内の2倍）となります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. 市内団体で、メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

総合体育館の登録について

：登録要件：

10名以上のメンバーで登録します。

代表者は成人とします。

代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。

：登録区分：

市内 ⇒ 「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」
で構成されているチーム（団体）

市外 ⇒ 上記以外のチーム（団体）

【市外は、抽選対象外・市外料金適用（市内の1.5倍）となります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. 市内団体で、メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

地域体育館の登録について

：登録要件：

体育室 ⇒ 10名以上のメンバーで登録します。

会議室（指導室） ⇒ 2名以上のメンバーで登録します。

代表者は成人とします。

代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。

：登録区分：

市内のみ

「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、市内在勤・在学者のみ」で構成されているチーム（団体）

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）
※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

体育館の体育室等を、一般公開の時間帯に利用する場合は、団体登録は必要ありません。当日、体育館で入場券を購入し、ご利用ください。ただし、貸切ではありませんので、場所の占有はできません。
利用できる種目については、各体育館にお問い合わせください。

府中朝日フットボールパークの登録について

：登録要件：

多目的ルーム ⇒ 5名以上のメンバーで登録します。

会議室 ⇒ 2名以上のメンバーで登録します。

代表者は成人とします。

代表者、または名簿に記載されたメンバーが受付窓口に来て、手続きを行います。

※受付窓口：スポーツタウン推進課、郷土の森総合体育館、地域体育館（日吉を除く）

：登録区分：

市内 ⇒ 「府中市民のみ」または、「過半数の府中市民と、府中市内在勤・在学者のみ」で構成されている団体【市内団体は、抽選予約及び随時予約ができます】

市外 ⇒ 上記以外の団体【市外団体は、抽選対象外となり、随時予約のみとなります】

：必要書類：

1. 公共施設予約システム利用者登録申請書
2. 施設利用登録申込書（団体用）
3. メンバー全員の名簿（氏名・住所・電話番号）
4. 来庁（館）者の本人確認書類（免許証・保険証等）
5. メンバーに府中市内在勤・在学者がいる場合は、在勤・在学を確認できる書類（コピー可）
※保険証・社員証等、氏名・会社名・所在地が記載されたもの。

公共施設予約システムとは

体育施設等、府中市の各施設を予約するためのシステムです。

体育館や文化センター等、各施設に設置された専用端末（施設予約入金機）から、施設予約・入金を行えるほか、携帯電話やパソコンからインターネットを利用して、施設予約を行うことができます。

複数施設の登録が可能です

公共施設予約システムで取扱いのある施設なら、1件の利用者登録番号に、登録を追加していくことができます。

野球とサッカーを同時に登録したり、文化センターで登録したカードに体育施設の利用を追加登録したりすることが可能です。

ただし、それぞれ施設の登録要件が異なるため、要件を満たさない場合には、登録をすることはできません。（例：9名で構成されている野球チームで、1名必要なサッカーの登録はできません。）

また、文化施設と体育施設など、区分が異なる施設の登録・更新・変更手続きについては、それぞれの窓口で、別途行う必要があります。

利用者登録は正しくご活用ください

公共施設予約システムの利用者登録は、登録者本人が施設を利用するための登録です。カードや利用者登録番号、暗証番号等の登録情報の管理は、必ず登録者本人が行い、施設予約の権利を他者へ譲渡することのないようにしてください。

利用者登録番号を第三者が不正に利用していた場合は、登録が取り消されることもありますので、ご注意ください。

変更申請書の提出にご協力ください

住所移動や電話番号の変更、団体代表者の変更等があった場合は、すみやかに「公共施設予約システム登録事項変更申請書」をご提出ください。

登録内容は、緊急の連絡等を行う際にも利用されています。必要な情報を漏れなく伝えるためにも、利用者の方々のご協力をよろしくお願いいたします。

体育施設利用登録には有効期限があります

体育施設利用登録には、有効期限が設けられています。

有効期限が近付いた場合、更新手続きをすることにより、期限を延長することができます。

更新手続きの際は、登録時と同様の書類が必要となります。名簿や在勤・在学の証明についても、再提出していただくようになりますので、登録手続きの際には、書類の控え等をとってからご提出ください。

なお、一度ご提出いただいた書類につきましては、開示請求等必要な手続きを行わない限り、お見せすることはできませんので、ご注意ください。

問合せ先

府中市文化スポーツ部スポーツタウン推進課施設係

府中駅北第2庁舎4階

TEL (042) 335-4488

8:30~17:00(休庁日を除く)

郷土の森総合体育館(市立総合体育館)

TEL(042)363-8111

8:30~17:00(休館日を除く)

R5.4月版